

索引 裁判官が税法を適用しないで直接事実の説明を捏造し法適用を偽装したことを論証する。

第1章 裁判所は税法を適用していない。 1

Q1 「税法を適用しない」ということを具体的に説明して下さい。 2

Q2 ストックオプション裁判の判決要旨は、「日本子会社の役員や従業員が米国親会社と雇傭契約がなくとも、雇用に準ずる関係があるから権利行使益は給与所得である」と聞いていますが。 2

Q3 税法を適用しているか否かは最終的に裁判所の判断に従わざるを得ないとおと思いますが。 3

第2章 税法の構造 3

Q1 「課税要件」、「要件の構成要素」、「類型的事実」という言葉は初めて聞きました。説明して下さい。 3

Q2 所得税法に定められた「要件」と、その構成要素である「類型的事実」をもっとやさしく説明して下さい。 3

第3章 課税要件該当性の判断と税法適用の手順 4

Q1 「課税要件」「類型的事実」「直接事実」について説明して下さい。 4

Q2 課税要件を適用するための手順を説明して下さい。 5

Q3 経済的実質課税についてどのように考えたらいいでしょうか。 5

第4章 「所得」が課税物件（課税対象）であるための要件 6

Q1 所得が課税物件であるための要件を説明して下さい。 7

Q2 裁判所は、課税物件についてどのように考えているのでしょうか。 8

Q3 法 36 条は収入の計上時期だけを定めた条文と思っていました。課税物件という観点からこの条文を勉強したいと思います。詳しく解説して下さい。 8

Q4 「経済的利益」が、法 36 条の収入を示す「その他経済的な利益」であることがわかりました。具体的にはどのようなものがありますか。 9

Q5 法 36 条の「その他経済的な利益」には「計算上の利益」が含まれると思っていましたが違うのですね。 10

Q6 所得税法基本通達 36-15（経済的利益）では、「時価とその対価の額との差額に相当する利益」という言い回しをしていますが、税法と通達の相違についてどのように考えたらいいでしょうか。 10

第5章 各種所得を分類するための「収入の種類の種類」と「所得を生ずる行為の種類」 11

Q1 法 23 条から 35 条までの条文では、どのような基準で所得の種類を定めているのですか。 11

第6章 「ストックオプションの付与」と「ストックオプションの行使」—それぞれの律関係 12

Q1 裁判所が税法を適用しないで判決を下した顕著な例としてストックオプション裁判が重要な意味をもつことがわかりました。しかし、「ストックオプション」は身近でないので大変わかりにくいです。具体例で易しく解説をお願いします。 12

Q2 本件における「ストックオプション」と「ストックオプションの付与」の法律関係を説明して下さい。 13

Q3 「ストックオプションの行使」の法律関係を解説して下さい。 14

Q4 裁判所や課税庁は、ストックオプションを「株式を取得する権利」とよんでいます。しかし、「株式引渡請求権」と誤解しているのではないのでしょうか。 14

Q5 予約完結権を行使して成立した株式取引契約という法律行為によって生じた所得を、労務提供行

為によって生じた所得と言える訳はないのに、課税庁はどうして給与所得と判断したのでしょうか。15

第7章 「ストックオプションの行使により株式を取得したことによる利益」は一時所得である。16

Q1 所得の種類を決定するために、最初になすべきことは、「所得」と「所得の種類」について定めた条文を発見し、その条文に定められた課税要件と類型的事実を検証することですね。17

Q2 次は、所得の種類判断の基礎となる具体的事実を抽出する手続きですね。17

Q3 課税物件と判断の基礎とすべき具体的事実が確定しました。次はこの具体的事実が該当する所得の種類を選択することになりますね。18

Q4 そこで、一時所得について定めた法34条の要件に該当するか否かを検討することですね。19

第8章 裁判所がいう権利行使益（権利行使のみによって生ずるといふ利益）は課税物件ではない。19

Q1 判決を読むと「収入」と「給与」と「対価」と「所得」の言葉をいい加減に用いていますから、何を課税対象として給与所得といっているのか全く理解できません。20

Q2 法28条（給与所得）に定める給与所得の定義について説明して下さい。20

Q3 法28条（給与所得）の条文を根拠に、権利行使益が給与所得でないことを論証して下さい。21

Q4 権利行使益は法36条の収入に該当しないのですね。22

Q5 「権利行使益は会社から与えられた給付というべきである。」と裁判所が言っていることについてどう考えますか。22

Q6 「権利行使益は職務を遂行する対価としての性質を有する経済的利益である。」と裁判所が言っていることについてどう考えますか。22

Q7 法36条1項に記載されている類型的事実の文言をもって述べれば、所得には、「金銭をもって収入する場合の所得」、「物又は権利をもって収入する場合の所得」、「経済的な利益をもって収入する場合の所得」がありますから、本件ストックオプションに関連して認識される所得は、「ストックオプションという権利をもって収入する場合の所得」と「株式をもって収入する場合の所得」と二つになりますね。23

Q8 「給与の性質を有する利益」を給与所得ということは、法律に定める条件を変更することにあたりますね。24

Q9 判決理由にいう「権利行使益」は課税物件ではないとすれば一体何でしょうか。24

Q10 「ストックオプションを無償で付与された場合の権利行使益」という言い方を裁判所はしていますが、何を言おうとしているのかさっぱりわかりません。24

第9章 「直接事実の捏造」と「法律適用の偽装」の手法 25

Q1 「利益を経済的利益と偽る。」とはどういうことか説明して下さい。25

Q2 判決文を読むに先だって、「経済的利益」を悪用している例を頭に入れておきたいと思います。その例を挙げて若干の解説をお願いします。26

Q3 施行令84条は、権利行使益のことを「権利を与えられた場合における当該権利に係る価額」と言っていますね。27

Q4 「場合」と「そうであれば」と「経済的利益」を巧妙に用いた直接事実説明の構文について具体的に説明して下さい。28

Q5 裁判所の判決理由の説明に対して「直接事実の捏造」という言葉を使っているのかどうか躊躇しますが。30

第10章 各裁判所の判決理由の抜粋と解説 31

＜判決理由の抜粋についての留意点＞ 32

① 「ストックオプションの付与と同じ性質のものとする。」という説 32

東京地裁民事 38 部 (平成 16 年 10 月 27 日)

- ② 「権利行使益に相当する含み益を従業員に移転させた」という説 32

東京地裁民事第 38 部 (平成 16 年 1 月 30 日)

東京高裁第 17 民事部 (平成 16 年 10 月 27 日)

- ③ 「権利行使によって会社が株式の時価と権利行使価額との差額に相当する利益を得させた。」という説 38

最高裁第 3 小法廷 (平成 17 年 1 月 25 日) 東京高裁第 21 民事部 (平成 17 年 5 月 31 日)

横浜地裁第 1 民事部 (平成 17 年 8 月 17 日) 東京高裁第 19 民事部 (平成 18 年 2 月 28 日)

- ④ 「ストックオプションの付与によって原告に付与された利益が権利行使によって実現した。」という説 41

千葉地裁民事第 3 部 (平成 17 年 8 月 30 日)

- ⑤ 「権利が具体化された利益である。」という説 43

東京高裁第 20 民事部 (平成 17 年 12 月 21 日)

- Q1 「裁判所が所得の種類判断にあたって所得税法を適用していないこと」を論証するには、裁判所が具体的事実と類型的事実を対照していないことを証明すればいいのですね。45

- Q2 裁判官は、具体的事実が明確であるのに、わざわざそれを抽象化して意味のわからないものにして、反対の事実と言い換えたりするのは何のためでしょうか。45

- Q3 判断の基礎となる具体的事実の抽象化の中で、「ストックオプションという法形式」と「ストックオプションの行使という法形式」を事実上否認しているのですね。45

- Q4 裁判所が、株式を取得したことを直接事実として採用しないのは、裁判所が観念している権利行使益は、「株式を取得する前の利益」を想定していることになりませんか。46

- Q5 裁判官が観念している「権利行使益」とは、裁判官の頭の中に、ひたすら給与所得の姿を求めてさまよう「幻影」なのですか。46

- Q6 判決理由を読んでいると、権利行使益を、取引において交換される「収入」と考えているのか、それとも「所得」と考えているのか、それとも「価額」と考えているのかさっぱり判りません。47

- 第 11 章 ストックオプションに付せられた長期勤続のインセンティブを期待して付せられた諸条件は、権利行使益を生ずる行為の事実とは関係がない。47

- Q1 「本件ストックオプションは譲渡を禁止されている。」「権利行使の可能開始日が一定の勤務期間経過後であること」「懲戒処分により退職した場合は権利を行使できないこと」等の条件がついていることをどう考えますか。48

- Q2 「本件ストックオプションは換金性がないから担税力がない。担税力がないから法 36 条の権利に該当しない、また収入に該当しない、したがって課税対象ではない」という裁判所の見解についてどう考えますか。48

- Q3 「本件ストックオプションは損失を蒙ることがないから給与である。」という裁判所の見解についてどう考えますか。49

- Q4 ストックオプションを勤務に関連して無償で取得したという事実をどのように考えればよいでしょう。49

第 12 章 裁判官の弾劾制度 49

- Q1 理性の府の裁判官がどうしてそのような大それたことをするのですか。50

- Q2 会社の役員が事実を粉飾して決算報告をすれば会社法違反で刑事責任を問われますね。税法を適用せず、国側に偏した判決を下すために直接事実を捏造し、法適用を偽装した裁判官に責任を問う

方法はないのですか。 50

Q3 罷免の事由にはどのようなものがありますか。 50

Q4 本件において罷免の訴追請求の原因とする裁判官の行為はどのような内容になりますか。 51

Q5 罷免の訴追を成功させるにはどうしたらいいですか。 51

第 13 章 無効判決を受けた納税者の権利救済法 52

Q1 無効判決を受けた場合に何らかの救済方法がありますか。 52

Q2 「重大な瑕疵ある判決」であることを立証することはできますか。 52

Q3 訴訟手続きではどのような選択枝があるのでしょうか。 52

Q4 裁判官の弾劾に成功すれば、訴えにどのような影響があるのでしょうか。 52